

# 国民の皆様へ

皆様の大切な年金に関してご不安を与え、  
心よりお詫び申し上げます。  
**年金記録をもう一度チェックさせてください。**

厚生労働省・社会保険庁

(厚生労働省)TEL03-5253-1111(代)

総務省の行政苦情110番は、TEL0570-090110

**お問い合わせには真摯に対応します。**

**気になる方、心当たりのある方は、お問い合わせください。**

▶まずは、お気軽に電話してください。

○全国統一「ねんきんダイヤル」で受け付けています。



**0570-05-1165** (24時間、土日も対応)

○6月11日(月)午前8時30分からは専用のフリーダイヤル「ねんきんあんしんダイヤル」を開設します。



**0120 - 657830** (24時間、土日も対応)

▶窓口も延長し、夜まで対応しています。

○社会保険事務所(309ヶ所)で受け付けています。

●月～金曜日 午前8時30分から午後7時まで

●6月9日(土)及び10日(日) 午前9時30分から午後4時まで

○最寄りの社会保険事務所の所在地は、社会保険庁のホームページからご覧ください。

▶インターネットでも受け付けています。

○まだ年金を受給されていない方は、あらかじめユーザーID・パスワードを取得いただければ、いつでも年金加入記録がご覧いただけます。

社会保険庁のホームページ



<http://www.sia.go.jp/>

## 信頼される年金へ向け、確実な対応を進めます。

### ▶年金記録の統合に向けて徹底的にチェックを行います。

○基礎年金番号に結びついていない記録について、期限を区切ってチェックを行い、基礎年金番号に結びつけます。

●平成20年5月までの1年間で、約5000万件の名寄せを確実に実施します。

●平成20年6月から確認の手続きを開始し、皆様へのお知らせは、

①既に年金を受給されている方については、平成20年8月までに、

②これから年金を受給される方については、平成21年3月までに、

処理を完了します。

○社会保険庁のマイクロフィルムや市町村が保有する記録と、社会保険庁のオンライン記録との突合せを計画的に実施し、進捗状況を半年ごとに公表します。

### ▶納付記録がない場合には、第三者委員会の判断を仰ぎます。

○社会保険庁や市町村に記録がなく、ご本人にも領収書等の確かな記録がない場合であっても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などをもとに、年金を受け取れるよう第三者委員会で判断いただく仕組みを作ります。

### ▶外部有識者による検証委員会を設置します。

○これまでの年金記録の管理・事務処理に係る問題について、経緯、原因、責任の検証などを行います。